

令和 5 年度第 3 四半期における専決処理（報告）

令和 6 年 2 月 14 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、令和 5 年度第 3 四半期における専決処理案件のうち原子力規制委員会への報告が必要な案件について、その概要を報告するものである。

2. 内容

令和 5 年度第 3 四半期においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係 55 件及び放射性同位元素等の規制に関する法律関係 17 件の計 72 件について、原子力規制委員会への報告を要する専決処理を行った。

本報告の概要は別紙のとおり。また、案件ごとの具体的な処分内容については別表のとおり。

令和5年度第3四半期における専決処理案件（概要）

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（55件）

（1）原子炉施設等に係る事業の変更の許可関係 4件（別表1～4）

例：日本原燃株式会社再処理事業所に係る加工事業の変更の許可（別表1）

（2）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 10件（別表5～14）

例：国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所に係る保安規定の変更の認可（別表5）

（3）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 24件

（別表15～38）

例：原子燃料工業株式会社東海事業所に係る核物質防護規定の変更の認可に伴う国家公安委員会の意見聴取（別表15）

（4）原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係 3件（別表39～41）

例：中部電力株式会社浜岡原子力発電所に係る廃止措置計画の変更の認可（別表39）

（5）核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 5件（別表42～46）

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所に係る核燃料物質の使用の変更の許可（別表42）

（6）原子力事業者等に係る放射能濃度についての確認方法の認可関係 1件

（別表47）

例：中国電力株式会社島根原子力発電所に係る工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可（別表47）

（7）国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び変更の認可関係 4件

（別表48～51）

例：国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センターに係る計量管理規定の変更の認可（別表48）

（8）東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の変更の認可関係 4件

（別表52～55）

例：東京電力ホールディングズ株式会社福島第一原子力発電所の多核種除去設備及び増設多核種除去設備のクロスフローフィルタの国産品導入に係る実施計画の変更の認可（別表52）

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (17件)

(11) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 17件 (別表56~72)

例：アイパークインスティテュート株式会社湘南ヘルスイノベーションパークに係る放射性同位元素等の使用許可

(別表56)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る事業の変更の許可関係	原子炉等規制法第16条第1項の規定による加工事業の変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	加工の事業に係る変更の許可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	○令和4年1月12日付け(令和5年6月29日付け、令和5年8月2日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社(六ヶ所村)から、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈において準用する実用炉許可基準規則解釈の改正を踏まえ、MOX燃料加工施設における震源を特定せず策定する地震動のうち「全国共通に考慮すべき地震動」について、標準応答スペクトルを考慮した地震動の追加等に伴う事業変更許可申請あり。 ○審査の結果、基準地震動の変更及び新基準許可日以降に公表された知見の既許可申請書への反映及び評価内容への影響の確認並びに耐震設計方針等に変更はないこと等を確認。 ○令和5年10月27日に許可。	核燃料施設審査部門
2		原子炉等規制法第26条第1項の規定による変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設の原子炉設置変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区))	○令和3年11月15日付け(令和5年7月11日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、大洗研究所(北地区)(大洗町)における高温工学試験研究炉(HTR)の標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等に伴う設置変更許可申請あり。 ○審査の結果、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動が追加されていること、新規制基準適合性に係る許可日(令和2年6月3日)以降に公表された知見の反映による既許可申請書の評価内容に影響がないこと、また、基準地震動の追加を踏まえても弾性設計用地震動の設定方針に変更はないこと等を確認。 ○令和5年11月28日に許可。	研究炉等審査部門
3		原子炉等規制法第44条の4第1項の規定による再処理事業の変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	再処理の事業に係る変更の許可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	○令和4年1月12日付け(令和5年6月29日付け、令和5年8月2日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社(六ヶ所村)から、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正を踏まえ、再処理施設における震源を特定せず策定する地震動のうち「全国共通に考慮すべき地震動」について、標準応答スペクトルを考慮した地震動の追加等に伴う事業変更許可申請あり。 ○審査の結果、基準地震動の変更及び新基準許可日以降に公表された知見の既許可申請書への反映及び評価内容への影響の確認並びに耐震設計方針等に変更はないこと等を確認。 ○令和5年10月27日に許可。	核燃料施設審査部門
4		原子炉等規制法第51条の5第1項の規定による廃棄事業の変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物管理の事業に係る変更の許可について(日本原燃株式会社再処理事業所)	○令和4年1月12日付け(令和5年6月29日付け、令和5年8月2日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社(六ヶ所村)から、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈において準用する実用炉許可基準規則解釈の改正を踏まえ、廃棄物管理施設における震源を特定せず策定する地震動のうち「全国共通に考慮すべき地震動」について、標準応答スペクトルを考慮した地震動の追加等に伴う事業変更許可申請あり。 ○審査の結果、基準地震動の変更及び新基準許可日以降に公表された知見の既許可申請書への反映及び評価内容への影響の確認並びに耐震設計方針等に変更はないこと等を確認。 ○令和5年10月27日に許可。	核燃料施設審査部門
5	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所)	○令和5年8月8日付けで、国立大学法人京都大学から、複合原子力科学研究所(熊取町)における研究用原子炉(KUR)及び臨界実験装置(KUCA)の長期施設管理方針の追加に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、「試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び定期的な評価に関する運用ガイド」等を参考に施設の経年劣化を技術的に評価した結果を踏まえ、長期施設管理方針を策定していること等を確認。 ○令和5年11月28日に認可。	研究炉等審査部門

6	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和5年8月7日付け(令和5年10月12日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、6号炉の大物搬入建屋の建て替えによる管理区域図及び保全区域図の変更に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、新たな管理区域境界を適切に設定していること、管理区域の解除に当たっては管理区域に係る基準値を超えていないことを確認したうえで解除を行うとしていること等を確認。 ○令和5年10月24日に認可。	実用炉審査部門
7	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和5年5月31日付け(令和5年9月27日付け及び令和5年11月2日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、火災防護に係る系統分離対策の実施に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、可燃性物質の管理、教育及び訓練の実施等について適切に定められていること等を確認。 ○令和5年11月17日に認可。	実用炉審査部門
8	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和5年5月31日付け(令和5年9月27日付けで一部補正)で、九州電力株式会社から、火災防護に係る系統分離対策の実施に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、可燃性物質の管理、教育及び訓練の実施等について適切に定められていること等を確認。 ○令和5年11月17日に認可。	実用炉審査部門
9	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和5年11月1日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、保安規定第2条(基本方針)における「原子力事業者としての基本姿勢」の変更に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、7つの約束等を遵守することが保安規定の基本方針として定められていることなどの令和2年の審査において確認した事項を変更するものではないことを確認。 ○令和5年12月13日に認可。	実用炉審査部門
10	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和5年8月8日付け(令和5年12月8日付け及び令和5年12月15日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、4号炉の長期施設管理方針の策定に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、長期施設管理方針が高経年化技術評価を踏まえて策定されたものであること等を確認。 ○令和5年12月20日に認可。	実用炉審査部門
11	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	○令和5年11月2日付けで、北海道電力株式会社から、3号炉の安全対策工事の実施による保全区域の変更に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていることに変更がないこと等を確認。 ○令和5年12月20日に認可。	実用炉審査部門

12	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和5年6月19日付けで、中部電力株式会社から、1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性物質の放出管理目標値を変更しているが、既認可の放出管理方法から変更がないことなどを確認。 ○令和5年12月21日に認可。	実用炉審査部門	
13	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物埋施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	○令和5年6月26日付けで、日本原燃株式会社から、濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設(六ヶ所村)における廃棄体の放射能濃度に係るスケーリングファクタの新規設定等に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、九州電力株式会社玄海原子力発電所3号炉及び4号炉から発生する均質・均一固化体のうち、従来のスケーリングファクタを継続使用できないことが確認された一部の廃棄体について、廃棄体確認要領に基づき、新たに当該廃棄体のスケーリングファクタを廃棄物受入基準に追加していること等を確認。 ○令和5年11月17日に認可。	研究炉等審査部門	
14	原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物埋施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	○令和5年6月26日付け(令和5年10月20日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、濃縮・埋設事業所廃棄物埋施設(六ヶ所村)における廃棄物埋施設1号埋設設備6群の放射能の管理値の変更に伴う保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、1号埋設設備6群の放射能の管理値の変更について、既許可の1群から6群の区画別放射能の範囲内で1号埋設設備6群が受け入れ可能な放射能を引き上げるものであること等を確認。 ○令和5年11月17日に認可。	研究炉等審査部門	
15	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(原子燃料工業株式会社東海事業所)	○令和5年5月26日付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の認可申請あり。 ○申請概要:防護区域の設定・解除予定区域の位置及び大きさを変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
16	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(原子燃料工業株式会社東海事業所)	(15と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年10月3日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門	

17	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(原子燃料工業株式会社 熊取事業所(加工施設))	○令和5年7月12日(令和5年10月11日補正)付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:核物質防護体制及び職務の変更及び核燃料物質加工事業変更に伴う防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
18	原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(原子燃料工業株式会社 熊取事業所(加工施設))	(17と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年12月25日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
19	原子炉等規制法第72条1第項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社 高浜発電所)	○令和2年4月7日付け(令和5年6月8日補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
20	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(関西電力株式会社 高浜発電所)	(19と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年10月6日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
21	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(北海道電力株式会社 泊発電所)	○令和5年6月15日付け(令和5年7月20日補正)で、北海道電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:新規基準への適合工事に伴い、周辺防護区域を変更するほか、立入制限区域の防護措置を変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

22	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(北海道電力株式会社泊発電所)	(21と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年10月13日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所)	○令和2年4月7日付け(令和5年6月28日補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
24	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所)	(23と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年10月17日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和5年5月22日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:安全性向上対策工事に伴い立入制限区域境界を変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
26	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	(25と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年10月18日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

27	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)変更の認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所)	○令和5年5月31日(令和5年8月8日補正)付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する特定原子力施設に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○申請概要:乾式キャスク仮保管設備及び周辺防護区域境界の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更の認可について(東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所)	(27と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年10月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同計画を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(中部電力株式会社 浜岡原子力発電所)	○令和2年4月7日(令和5年3月31日補正)付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
30	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(中部電力株式会社 浜岡原子力発電所)	(29と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年10月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
31	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社 女川原子力発電所)	○令和5年8月15日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:アクセスルートの整備に伴い立入制限区域を変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

32	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(東北電力株式会社 女川原子力発電所)	(31と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年11月2日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(北陸電力株式会社 志賀原子力発電所)	○令和2年4月7日付け(令和5年8月4日補正)で、北陸電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に対応した防護措置の実施。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(北陸電力株式会社 志賀原子力発電所)	(33と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年12月5日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
35	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(日本核燃料開発株式会社)	○令和5年5月23日付け(令和5年8月29日補正)で、日本核燃料開発株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:核物質防護業務に係る職務の明確化及び担当業務の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
36	原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(日本核燃料開発株式会社)	(35と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年12月11日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
37	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可に関する意見聴取について(原子燃料工業株式会社 熊取事業所(使用施設))	○令和5年7月12日付けで、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:核物質防護体制及び職務の変更及び核燃料物質加工事業変更に伴う防護措置の変更。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

38		原子炉等規制法第57条の2第1項の規定による使用者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更の認可について(原子燃料工業株式会社熊取事業所(使用施設))	(37と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和5年12月25日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39	原子炉施設等に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和5年3月13日付け(令和5年10月23日付け及び令和5年12月14日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、原子炉領域の解体撤去工程及び原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更等に伴う1号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子炉格納容器のうちサプレッション・チェンバ及び機器搬入口並びにドライウェル外周の壁のうち機器搬入口の遮へい壁を、第2段階における解体の対象として追加していること、不燃性雑固体廃棄物の保管容量を確保していること等を確認。 ○令和5年12月21日に認可。	実用炉審査部門
40		原子炉等規制法第43条の3の34第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による発電用原子炉設置者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設廃止措置計画の変更の認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和5年3月13日付け(令和5年10月23日付け及び令和5年12月14日付けで一部補正)で、中部電力株式会社から、原子炉領域の解体撤去工程及び原子炉領域周辺設備の解体撤去計画の変更並びに被ばく評価に関する評価条件の更新に伴う2号炉の廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子炉格納容器のうちサプレッション・チェンバ及び機器搬入口並びにドライウェル外周の壁のうち機器搬入口の遮へい壁を、第2段階における解体の対象として追加していること、不燃性雑固体廃棄物の保管容量を確保していること等を確認。 ○令和5年12月21日に認可。	実用炉審査部門
41		原子炉等規制法第50条の5第3項において読み替えて準用する第12条の6第3項の規定による再処理事業者の廃止措置計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	再処理施設廃止措置計画の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設)	○令和5年5月31日付け(令和5年8月8日付け及び令和5年10月19日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)における再処理施設のスラッジ貯蔵場への津波対策における止水弁の設置等に係る廃止措置計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、スラッジ貯蔵場への津波対策における止水弁の設置に係る設計及び工事の方法が適切に定められていること等を確認。 ○令和5年10月30日に認可。	研究炉等審査部門
42	核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和4年11月30日付け(令和5年4月13日付け、令和5年7月25日付け及び令和5年9月13日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、原子力科学研究所(東海村)のバックエンド研究施設における使用設備を解体撤去する変更等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年10月3日に許可。	研究炉等審査部門

43	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(金沢大学疾患モデル総合研究センターアイソトープ理工系研究施設)	○令和5年2月15日付けで、国立大学法人金沢大学から、疾患モデル総合研究センターアイソトープ理工系研究施設(金沢市)における共同研究の実施に伴う核燃料物質の種類の追加等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年11月17日に承認。	研究炉等審査部門	
44	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和5年3月13日付け(令和5年11月30日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)のプルトニウム廃棄物処理開発施設における放射線管理設備による測定方法の変更等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても監視設備の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月19日に許可。	研究炉等審査部門	
45	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(東北大学金属材料研究所)	○令和5年5月1日付け(令和5年11月17日付けで一部補正)で、国立大学法人東北大学から、金属材料研究所(仙台市)における使用の目的の変更等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月20日に承認。	研究炉等審査部門	
46	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(島根県原子力環境センター)	○令和5年7月4日付け(令和5年11月27日付けで一部補正)で、島根県から、原子力環境センター(松江市)におけるドラフトチャンバーの更新及び解体撤去等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、変更後においても閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月25日に許可。	研究炉等審査部門	
47	原子力事業者等に係る放射能濃度についての確認方法の認可関係	原子炉等規制法第61条の2第2項の規定による工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可に関する事。	工場等の資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和2年4月7日付け(令和5年4月20日及び令和5年11月21日付けで一部補正)で、中国電力株式会社から、島根原子力発電所(松江市)の1号炉及び2号炉において用いた資材(低圧ダイヤフラム及び低圧内部車室)に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法の認可申請あり。 ○審査の結果、当該申請は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであること等の確認等に関する規則に定める基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月11日に認可。	研究炉等審査部門

48	国際規制物資に係る計量管理規定の認可及び変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人産業技術総合研究所 中部センター)	○令和5年9月26日付けで国立研究開発法人産業技術総合研究所から、計量管理責任者の役職及び記録の保管部署の変更等に係る国立研究開発法人産業技術総合研究所中部センター(名古屋市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職及び記録の保管部署に係る記載等が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 ○令和5年10月24日に認可。	保障措置室
49			計量管理規定の変更認可について(国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター中央事業所5群)	○令和5年9月26日付けで国立研究開発法人産業技術総合研究所から、事業所名、計量管理責任者の役職及び記録の保管部署の変更等に係る国立研究開発法人産業技術総合研究所つくばセンター中央事業所5群(つくば市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名、計量管理責任者の役職及び記録の保管部署に係る記載等が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 ○令和5年10月27日に認可。	保障措置室
50			計量管理規定の変更認可について(株式会社レゾナック 川崎事業所(千鳥))	○令和5年1月24日付けで株式会社レゾナックから、社名及び事業所名の変更等に係る株式会社レゾナック川崎事業所(千鳥)(川崎市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、社名及び事業所名に係る記載等が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 ○令和5年10月31日に認可。	保障措置室
51			計量管理規定の変更認可について(三井化学株式会社 大阪工場)	○令和5年8月31日付けで三井化学株式会社から、第二保管庫の設置に伴う廃触媒倉庫の変更、組織内部署名称の変更等に係る三井化学株式会社大阪工場(高石市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、廃触媒倉庫及び組織内部署名称に係る記載等が計量管理規定において適切に変更されていることを確認。 ○令和5年11月1日に認可。	保障措置室
52	東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和5年9月8日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、多核種除去設備及び増設多核種除去設備のクロスフローフィルタの国産品導入に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、既認可の海外品クロスフローフィルタのろ過性能と同等の性能を確保できること等を確認した。 ○令和5年10月18日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

53	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和4年4月27日付け(令和5年10月18日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、6号機燃料取出に伴う構内用輸送容器の収納燃料の追加に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、既認可の実施計画等における安全機能の評価などから、対象となる燃料の輸送時にも確実に臨界未満が維持され、適切に落下防止措置や遮へい、冷却ができることを確認した。 ○令和5年10月27日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
54	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和5年8月28日付け(令和5年11月1日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、減容処理建屋の火災感知設備の変更等に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、既認可の火災感知設備の一部の種類を変更しても火災により安全性を損なうことのない設計であること等を確認した。 ○令和5年11月13日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
55	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和5年6月2日付け(令和5年11月9日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、建屋内淡水化処理装置処理水移送配管の追設に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、適切な漏えい防止対策を講じることで、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する設計としていること等を確認した。 ○令和5年11月24日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
56	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素の使用許可申請について(アイパークインスティテュート株式会社 湘南ヘルスイノベーションパーク)	○令和5年9月1日付けで、アイパークインスティテュート株式会社から湘南ヘルスイノベーションパーク(藤沢市)における密封されていない放射性同位元素の使用等について、使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年11月17日に許可。	放射線規制部門
57		放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可申請について(一般財団法人厚生会 仙台厚生病院)	○令和5年10月23日付けで、一般財団法人厚生会から仙台厚生病院(仙台市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の使用等について、使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月21日に許可。	放射線規制部門
58		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(藤田医科大学病院)	○令和5年7月3日付けで、学校法人藤田学園から藤田医科大学病院(豊明市)における放射線発生装置(サイクロトロン)1台の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年10月16日に許可。	放射線規制部門
59		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素の承認使用に係る変更承認申請について(福井大学医学部附属病院)	○令和5年7月28日付けで、国立大学法人福井大学から福井大学医学部附属病院(永平寺町)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年10月18日に承認。	放射線規制部門
60		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(麻布大学附属動物病院)	○令和5年8月7日付けで、学校法人麻布獣医学園から麻布大学附属動物病院(相模原市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年10月18日に許可。	放射線規制部門

61	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院)	○令和5年8月24日付けで、医療法人社団浅ノ川から浅ノ川総合病院(金沢市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年10月25日に許可。	放射線規制部門
62	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター)	○令和5年7月18日付けで、地方独立行政法人岐阜県総合医療センターから岐阜県総合医療センター(岐阜市)における放射線発生装置(直線加速装置)2台の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年11月2日に許可。	放射線規制部門
63	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素の承認使用に係る変更承認申請について(秋田大学医学部附属病院)	○令和5年9月20日付けで、国立大学法人秋田大学から秋田大学医学部附属病院(秋田市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年11月13日に承認。	放射線規制部門
64	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(自治医科大学 附属さいたま医療センター)	○令和5年9月8日付けで、学校法人自治医科大学から自治医科大学附属さいたま医療センター(さいたま市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年11月16日に許可。	放射線規制部門
65	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(九州大学病院別府病院)	○令和5年9月4日付けで、国立大学法人九州大学から九州大学病院別府病院(別府市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の追加等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年11月20日に承認。	放射線規制部門

66	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置及び放射性同位元素の承認使用に係る変更承認申請について(東京医科歯科大学病院)	○令和3年9月24日付け(令和4年1月7日一部補正、令和5年11月2日一部補正)で、国立大学法人東京医科歯科大学から東京医科歯科大学病院(文京区)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の更新等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月1日に承認。	放射線規制部門
67	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(自治医科大学附属病院)	○令和5年9月1日付けで、学校法人自治医科大学から自治医科大学附属病院(下野市)における放射線発生装置(直線加速装置)2台の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月1日に許可。	放射線規制部門
68	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(ニプロ株式会社 大館工場)	○令和5年10月16日付けで、ニプロ株式会社から大館工場(大館市)における密封された放射性同位元素の貯蔵能力の変更等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月13日に許可。	放射線規制部門
69	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(大型放射光施設(SPring-8))	○令和5年9月26日付けで、国立研究開発法人理化学研究所から大型放射光施設(SPring-8)(佐用町)における放射線発生装置(シンクロトロン)の変更等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月13日に許可。	放射線規制部門
70	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院)	○令和5年10月17日付けで、医療法人社団愛友会から上尾中央総合病院(上尾市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用に当たって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月18日に許可。	放射線規制部門

71	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(福岡大学病院)	○令和5年10月11日付けで、学校法人福岡大学から福岡大学病院(福岡市)における放射線発生装置(直線加速装置)1台の追加等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月26日に許可。	放射線規制部門
72	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(京都大学複合原子力科学研究所)	○令和5年9月4日付けで、国立大学法人京都大学から京都大学複合原子力科学研究所(熊取町)における密封されていない放射性同位元素の廃棄施設の変更等について、変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射性同位元素の使用に当たって、廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和5年12月26日に承認。	放射線規制部門